

## キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF（限定為替ヘッジ）

追加型投信／内外／資産複合

設定日：2015年12月30日 信託期間：無期限

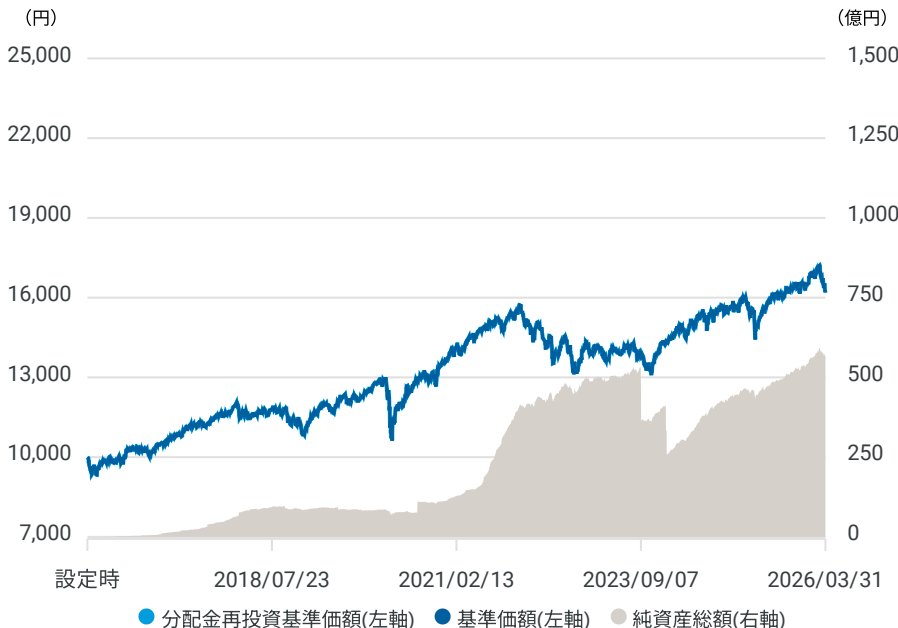
決算日：毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）

委託会社：キャピタル・インターナショナル株式会社

## 運用実績

## 運用実績の推移

2015/12/30 ~ 2026/03/31



## 基準価額・純資産総額

2026年03月31日	
基準価額	16,244円
純資産総額	566.75億円

## 騰落率

期間	基準価額
1ヵ月	-5.6%
3ヵ月	-1.7%
6ヵ月	0.1%
1年	5.7%
3年	17.3%
5年	14.3%
10年	64.7%
設定来	62.4%

## 分配金

決算日	分配金
2025年11月20日	0円
2024年11月20日	0円
2023年11月20日	0円
2022年11月21日	0円
2021年11月22日	0円
2020年11月20日	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※基準価額および分配金再投資基準価額は、設定時を10,000円として計算しています。基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして計算した理論上のものであることにご留意ください。また、騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

※分配金は、過去の実績であり将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



## ポートフォリオ

## 資産別構成比率

資産	比率
株式	60.6%
債券	32.9%
国債・政府機関債等	22.8%
社債	5.4%
その他証券	4.7%
現金・その他	6.5%

## 国・地域別構成比率

国・地域	比率
米国	46.9%
英国	8.7%
日本	7.7%
台湾	4.5%
カナダ	4.4%
その他国・地域	21.3%
現金・その他	6.5%

## 組入銘柄数

資産	銘柄数
株式	64
債券	537

## 組入上位10銘柄

	銘柄	国・地域	資産	業種/種別	比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	株式	情報技術	4.5%
2	BAE SYSTEMS PLC	英国	株式	資本財・サービス	3.0%
3	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.0% 11-15-35	米国	債券	国債・政府機関債等	2.1%
4	BROADCOM INC.	米国	株式	情報技術	1.9%
5	ALPHABET INC.	米国	株式	コミュニケーション・サービス	1.8%
6	JPMORGAN CHASE & CO.	米国	株式	金融	1.6%
7	HOME DEPOT, INC.	米国	株式	一般消費財・サービス	1.6%
8	COSTCO WHOLESALE CORP.	米国	株式	生活必需品	1.5%
9	ASTRAZENECA PLC	英国	株式	ヘルスケア	1.5%
10	UNION PACIFIC CORP.	米国	株式	資本財・サービス	1.4%

※当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドであるルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）」の資産状況です。国・地域についてはMSCI分類、業種についてはGICS（世界産業分類基準）に基づいていますが（債券は除く）、当社の判断に基づき分類したものが含まれる場合があります。



## ファンド情報

### ファンドの特色

・キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド（限定為替ヘッジ）（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

#### ・投資対象ファンド

・ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」（以下「グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」ということがあります。）

・追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

※ 実質的な投資割合は、「キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

※ 実質的な投資対象ファンドの概要は、投資信託説明書（交付目論見書）の「5. 追加的記載事項」をご覧ください。

#### ・投資形態 ファンド・オブ・ファンズ

ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。

・世界各国の株式、債券等を主な投資対象とします。

・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式および債券等に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

・主要通貨売り円買いの為替取引により、対円での為替ヘッジを行ないます。原則として実質的な主要通貨建資産に主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

・キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。

・複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

当ファンドを購入になれるのは、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件に該当する投資者が対象となります。



## ファンド情報

### 投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。**従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。**

**投資信託は預貯金と異なります。**

**基準価額の変動要因は、次の各リスクに限定されるものではありません。**

価格変動リスク	当ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務不履行等となるリスクもあります。当ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適格格付けの債券については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債務不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。
信用リスク	株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドが実質的に投資する「グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」は、原則として実質的な主要通貨建資産に主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替ヘッジを行ないます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。また、為替ヘッジを行なうことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
金利変動リスク	当ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に株式・債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。
カントリー・リスク	投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。



## ファンド情報

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金申込不可日	委託会社のホームページ(capitalgroup.co.jp)に申込不可日を掲載します。 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える換金のご請求に制限を設けることまたは純資産総額に対し一定の比率を超える換金のご請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2015年12月30日設定)
繰上償還	委託会社は、次に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・当ファンドの受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回(11月)の決算時に原則として、分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により収益分配を行わないことがあります。なお、分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	販売会社指定のファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。
その他	当ファンドを購入になれるのは、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件に該当する投資者が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※当資料に記載した「当資料の取り扱いについて」をお読みください。



## ファンド情報

## 当ファンドに係る費用

購入時手数料	ありません。
換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用管理費用	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して <b>年率0.6105%（税抜0.555%）</b> の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。 なお、投資対象とするファンドの信託報酬率が年率0.007%程度かかるため、実質的に負担する信託報酬率は <b>年率0.6175%程度（税込）</b> です。 ※投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。
その他の費用 ・手数料	法定開示にかかる費用(監査費用、法定書類の作成および印刷費用等)年率0.05%以内(税込)、資産管理費用、資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料、受託会社による資金の立替に伴う利息、有価証券等の売買委託手数料等、投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用が信託財産より支払われます。 これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。

※上記の費用の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「4.手続・手数料等」をご覧ください。

## 委託会社およびその他関係法人

	キャピタル・インターナショナル株式会社
	ホームページ <a href="http://capitalgroup.co.jp">capitalgroup.co.jp</a>
委託会社	連絡先 03-6366-1300 (受付時間：営業日9～17時)
	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第317号
	加入協会 一般社団法人 資産運用業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

## 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることとなります。
- 投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※当資料に記載した「当資料の取り扱いについて」をお読みください。



## ファンド情報

### 当資料の取り扱いについて

当資料は当ファンドの商品説明用資料として当社が作成した資料であり、法令に基づく開示資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。

当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。当資料中では四捨五入で処理した数値を用いる場合がありますので、誤差が生じることがあります。

### 販売会社一覧

販売会社名（金融商品取引業者等の名称）	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○

※当資料に記載した「当資料の取り扱いについて」をお読みください。

